

— S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会 —

第2回総務企画専門委員会

SAGA 2024

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和4年7月1日（金）15時から

場所：基山町役場2階202会議室

— 目 次 —

次 第	1～2
報告第1号	SAGA2024基山町実行委員会総務企画専門委員会委員一覧 ・・・ 3
第1号議案	SAGA2024基山町開催推進計画（案） ・・・ 4～6
第2号議案	SAGA2024基山町総務企画基本計画（案） ・・・ 7～8
第3号議案	SAGA2024基山町広報基本計画（案） ・・・ 9～10
第4号議案	SAGA2024基山町町民運動基本計画（案） ・・・ 11～12
第5号議案	SAGA2024基山町観光・接伴基本計画（案） ・・・ 13
第6号議案	SAGA2024基山町企業協賛取扱要項（案） ・・・ 14～18
第7号議案	SAGA2024基山町識別用品整備要項（案） ・・・ 19～20
第8号議案	SAGA2024基山町遺失物・拾得物取扱要項（案） ・・・ 21～36
第9号議案	SAGA2024基山町保険加入要項（案） ・・・ 37～39
第10号議案	SAGA2024基山町ボランティア募集要項（案） ・・・ 40～41
第11号議案	SAGA2024基山町歓迎装飾・接伴実施要項（案） ・・・ 42
第12号議案	SAGA2024基山町案内所設置運営要項（案） ・・・ 43～44
第13号議案	SAGA2024基山町休憩所設置運営要項（案） ・・・ 45
第14号議案	SAGA2024基山町売店設置運営要項（案） ・・・ 46～59
【その他】	
総務企画専門委員会のスケジュール	・・・ 60

【資料】

- 資料1 SAGA2024の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・61～65
- 資料2 SAGA2024基山町開催基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
- 資料3 策定予定各種計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 資料4 SAGA2024基山町実行委員会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・68～70
- 資料5 SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・・・71～73

— 次 第 —

1 開 会

2 室長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 SAGA2024 基山町実行委員会総務企画専門委員会委員一覧について

4 議 事

第1号議案 SAGA2024 基山町開催推進計画（案）

第2号議案 SAGA2024 基山町総務企画基本計画（案）

第3号議案 SAGA2024 基山町広報基本計画（案）

第4号議案 SAGA2024 基山町町民運動基本計画（案）

第5号議案 SAGA2024 基山町観光・接伴基本計画（案）

第6号議案 SAGA2024 基山町企業協賛取扱要項（案）

第7号議案 SAGA2024 基山町識別用品整備要項（案）

第8号議案 SAGA2024 基山町遺失物・拾得物取扱要項（案）

第9号議案 SAGA2024 基山町保険加入要項（案）

第10号議案 SAGA2024 基山町ボランティア募集要項（案）

第11号議案 SAGA2024 基山町歓迎装飾・接伴実施要項（案）

第12号議案 SAGA2024 基山町案内所設置運営要項（案）

第13号議案 SAGA2024 基山町休憩所設置運営要項（案）

第14号議案 SAGA2024 基山町売店設置運営要項（案）

5 その他

- ・総務企画専門委員会のスケジュールについて

6 閉 会

SAGA 2024 基山町総務企画専門委員会 委員一覧 (名簿)

● 委員長

選出区分	所属機関・団体名	氏名
競技関係	佐賀県卓球協会	青木 哲司

(1名)

● 副委員長

選出区分	所属機関・団体名	氏名
町	基山町まちづくり課	井上 信治

(1名)

● 委員

選出区分	所属機関・団体名	氏名
競技関係	佐賀県卓球協会	北島 悟
競技関係	佐賀県卓球協会	高尾 とし子
競技関係	基山町卓球協会	古村 進
産業・経済関係	基山町商工会	松隈 浩
学校関係	東明館中学・高等学校	古賀 洋
町	基山町企画政策課	亀山 博史
町	基山町教育学習課	今泉 雅己
町	基山町産業振興課	柳島 一清

(8名)

SAGA2024基山町開催推進計画（案）

SAGA2024の成功に向け、町民の総力を結集し、本町を訪れる方々を温かいおもてなしの心でお迎えするとともに、スポーツの力で、人生を楽しくより豊かなものとし、だれもが健康でスポーツを楽しめる契機となる大会を目指し、SAGA2024基山町開催基本方針に基づきSAGA2024基山町開催推進計画を定めるものとする。

1 個別計画目標

(1) 総務企画関係

ア 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携を図り、スポーツを通じた交流や連携・協働が促進され活力あるまちづくりを推進する大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

イ 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも、創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

ウ 広報

大会に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信する。

エ 町民運動

大会を盛り上げるため、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加する機運を醸成し、町民協働のまちづくりの推進につなげる。

オ 観光・接伴

選手・監督をはじめ本町を訪れる方々に、本町の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技式典関係

ア 競技

県等と緊密に連携し、大会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具については、効率的に整備する。

イ 式典

開始式及び表彰式は、選手等の負担にならないよう簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、心に残る式典とする。

ウ 施設

既存施設の有効活用を図るとともに、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえながら、開催後の町民の利用も見据えた整備を行う。

(3) 宿泊衛生関係

ア 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者が最高のコンディションで活躍ができるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

イ 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康・安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

ア 輸送交通

交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

イ 消防防災・警備

大会会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

SAGA2024基山町開催推進年次計画(年度別業務一覧)は、次のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

(別表)

SAGA2024基山町開催推進年次計画（年度別業務一覧）

年度	令和5年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和3年度(3年前)	令和2年度(2年前)	令和1年度(1年前)	令和0年度(開催年)
団体関係	大会開催内定(H30) 中央競技団体連絡協議会(H30~)	日本スポーツ協会・文部科学省総合振興 大会開催決定	二重県 大会開催決定 国スポーツ協会の承認(承認書・承認状)	関係 リハーサル大会開催 中央競技団体連絡協議会	関係 リハーサル大会開催 中央競技団体連絡協議会	関係 SAGA2024開催
主要行事						
準備組織						
総務企画部						
イ 財務						
ウ 法制						
エ 市民運動						
オ 観光・接待						
競技式典部						
カ 競技						
キ 式典						
ク 施設						
運営・衛生部						
ケ 宿泊						
コ 食事・衛生						
輸送・交通部						
シ 輸送・交通						
ソ 消防防災・警備						

SAGA2024開催

SAGA2024基山町総務企画基本計画（案）

1 目的

SAGA2024において、本町で開催される大会を円滑に運営するため、「SAGA2024基山町開催基本方針」等に基づき、総務企画に関する事務及び事業を実施する。

2 内容

(1) 企業協賛の推進

企業協賛については、大会に必要な物品等の協賛を企業・団体等に呼びかける。

(2) 識別用品等の整備

競技会運営に必要な識別用品や事務用品・運営用品等の整備を行う。

(3) 遺失物・拾得物の取扱い

大会期間中の遺失物・拾得物については、警察等の関係機関と連携し、適正な扱いを行う。

(4) 保険加入

大会期間中の保険加入について、不測の事態に備えるため、必要な補償内容を検討し、加入する。

3 推進方針

(1) 安心・安全の確保

参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の安心・安全のため、事故など各の種事態に適切に対応できるような保険に加入するほか、関係機関と連携し、遺失物・拾得物の取扱いに関するルールづくりに取り組む。

(2) 開催経費の縮減

開催経費を縮減するため、大会に必要な物品等について、町と連携し、既存物品の有効活用を図るなど必要最小限度の整備を行うとともに、企業協賛による確保にも努める。

(3) 地域の活性化と環境に配慮した用品調達

識別用品や事務用・運営用品等について、可能な限り町内業者に発注し、地域経済の活性化につなげるほか、環境に配慮して整備するとともに、SAGA2024終了後の再活用を進める。

(4) 町一体となった取組の推進

大会を盛り上げるため、町民参加と企業協賛の協力について、広く町民・企業・団体等に呼びかける。

SAGA2024基山町広報基本計画（案）

1 目的

SAGA2024に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、「SAGA2024基山町開催推進計画」に基づき、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化、食など本町の多彩な魅力を全国に発信する。

2 内容

(1) 愛称、メインメッセージ等の活用による広報

大会を象徴する愛称・メインメッセージ等の活用及び普及により町民への周知を図る。

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

ア ポスターの作成

イ PR広報紙の作成

ウ 町広報紙や関係機関等の刊行物への掲載

エ 広報グッズの作成

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信

イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

イ 町、関係機関、関係団体が開催するイベント等との連携

ウ 町のプロモーション活動との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、国スポ・全障スポ開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

ア 広告塔、歓迎塔等の設置

イ 横断幕、懸垂幕等の設置

ウ 案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成し、後世に伝える。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像、写真集等の制作

SAGA2024基山町民運動基本計画(案)

1 目的

SAGA2024の成功に向け、「SAGA2024基山町開催推進計画」に基づき、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加し、大会を盛り上げていくことにより、町民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 町民一人ひとりの力で盛り上げる大会

町民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、喜びと感動を共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ 国スポイイベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な応対
- イ 手づくりののぼり旗等の作製
- ウ おもてなし料理の振る舞い

(3) スポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会

町民が大会を契機に幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会とする。

- ア デモンストラーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 本町の多彩な魅力を全国に発信する大会

町民が本町の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史・文化、豊かな食などの魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

- ア 本町の魅力の情報発信
- イ 本町の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(5) 人と地球にやさしいクリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

- ア 競技会場周辺及び町内全域の清掃美化活動の実施

- イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進
- ウ マイカー自粛や公共交通機関の利用促進

SAGA2024基山町観光・接伴基本計画（案）

1 目的

SAGA2024に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・接伴については、「SAGA2024基山町開催推進計画」に基づき、本町を訪れる全ての方々に自然、歴史、文化、食など本町の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、大会の開催気運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本町の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、基山駅等に案内所を設置し、競技、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務を行う。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) 接遇意識の高揚

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本町への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

SAGA2024基山町企業協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町総務企画基本計画」に基づき、本町で開催されるSAGA2024及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する物品等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。

(2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

(1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。

(2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

(1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

(1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。

(2) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ決定する。

(3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

(4) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇は、
SAGA2024
SAGA2024国スポ
SAGA2024全障スポ
SAGA2024国スポ・全障スポ

基山町開催
競技を応援しています。
の協賛企業です。
〇〇競技会を応援しています。
〇〇競技会の協賛企業です。

別表第1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業 団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	50万円未満 10万円以上			事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—

別表第2

協賛者	総額（相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品
企業 団体等	10万円以上	協賛者バナー 貼付、写真 及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全 てに協賛者名掲 載
	10万円未満	協賛者名掲載		

協 賛 申 込 書

年 月 日

SAGA2024基山町実行委員会
会長 松田 一也 様

(申込者)
所 在 地
名 称
代表者名

基山町で開催されるSAGA2024及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
そ の 他		

(担当者)
所 属
氏 名
電話番号

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

SAGA2024基山町実行委員会
会長 松田 一也

基山町で開催されるSAGA2024及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日		
そ の 他		

SAGA2024基山町識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町総務企画基本計画」に基づき、SAGA2024（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技会役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子及びジャンパーをいう。以下同じ。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 競技会役員
- (2) 競技会係員
- (3) 競技会補助員
- (4) 選手、監督、大会関係者
- (5) 視察員、報道員
- (6) その他実行委員会が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則としてSAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの予算額（以下「予算単価」という。）を超えないものとし、1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。

S A G A 2 0 2 4 基山町遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町総務企画基本計画」に基づき、本町で開催する S A G A 2 0 2 4 において、S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の S A G A 2 0 2 4 基山町実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する受付案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が取扱い業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部総務係（以下「総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）及び拾得物閲覧簿（様式第 4 号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第 5 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 6 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第 7 号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第 8 号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 9 号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 10 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 11 号又は様式第 12 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書

受理番号	第 号											
受理日時	年 月 日 () 時 分											
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃											
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ				電話	自宅					
							日中連絡先					
物件	現金	総額		金額内訳								
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
		円	100円		50円		10円		5円		1円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)							点数		
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
	SAGA2024 基山町実行委員会 会長 殿 拾得者氏名 _____ (自署)											
氏名等告知の同意	遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
拾得物返還通知書の希望	拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入											
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権											
備考	上記の物件を預かりました。 _____ 年 月 日 SAGA2024 基山町実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 _____ (自署)											
※拾得取扱担当者氏名がないものは無効												

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

※ 当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛てに拾得物の通知をする場合があります。

受理番号		第 号											
受理日時		年 月 日 ()				時 分							
拾得日時		年 月 日 ()				時 分頃							
拾得場所													
拾得者		住所		〒									
		氏名		フリガナ		電話		自宅					
						日中連絡先							
物件	現金	総額		金額内訳									
				金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
		円		10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円		
	物品		種類		特徴等(形状・模様・材質等)						点数		
権利放棄の意思		上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
		年 月 日											
		SAGA2024 基山町実行委員会 会長 殿											
		拾得者氏名 _____ (自署)											
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入											
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権											
備考		上記の物件を預かりました。 _____ 年 月 日 SAGA2024 基山町実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 _____ (自署)..... ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効											

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、SAGA2024 基山町実行委員会及び所管警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に基山町実行委員会から所管警察署へこの物件を提出します。なお、所管警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所管警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、基山町実行委員会が所管警察署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所管警察署は以下のとおりです。

該当	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/>	鳥栖警察署	841-0051	鳥栖市元町 1234-5	0942-83-2131

拾得物一覧簿

受理 番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名	備 考
				現金	物 品	形状・模様・ 材質等	返還取扱担当者氏名	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾得物閲覧簿

受理 番号	記載日	拾得日時	拾得場所	物 件		備 考
				現 金	物 品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日	時 分
拾得日時	年 月 日	時 分頃
拾得者		
物 件	現金	
	物品	
拾得取扱担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号	第 _____ 号		
届出日時	年 月 日 ()	時 分	
遺失日時	年 月 日 ()	時 分頃	
遺失場所			
遺失者	住所	〒 _____	
	フリガナ	_____	
	氏名	_____	
	電話	自宅 () _____	日中連絡先 () _____
物件	現金	(総額) _____ 円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)
		_____	_____
		_____	_____
備考			
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> SAGA2024 基山町実行委員会 会長 _____ 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">署名 _____ (自署)</div>			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)
 ※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 _____ 号
処 理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日	時 分
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日	時 分
拾得者の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日	時 分
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日	時 分
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日	時 分

遺失物届出書(控え)

届出番号	第 _____ 号		
届出日時	年	月	日() 時 分
遺失日時	年	月	日() 時 分頃
遺失場所			
遺失者	住所	〒 _____	
	フリガナ	_____	
	氏名	_____	
	電話	自宅 () _____	日中連絡先 () _____
物件	現金	(総額) _____ 円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)
		_____	_____
		_____	_____
備考	_____		
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024 基山町実行委員会 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">署名 _____ (自署)</p>			

遺失物一覽簿

届出 番号	届出日時	遺失日時	遺失場所	物件(種類及び特徴等)			受理取扱担当者氏名	備 考
				現 金	物 品	形状・模様・ 材質等	返還取扱担当者氏名	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾 得 物 件	現金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・材質等)
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>SAGA2024 基山町実行委員会 会長 殿</p> <p>住 所 〒 _____</p> <p>氏 名 _____ (自署)</p> <p>電 話 _____ () _____</p>			
返還時本人確認方法		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()	
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

年 月 日

SAGA2024 基山町実行委員会 会長 殿

委 任 状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号
の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 〒

氏 名

_____ 印

電 話 番 号

_____ (_____) _____

年 月 日

様

SAGA2024 基山町実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
 なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3か月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

SAGA2024 基山町実行委員会

所在地：〒841-0204

基山町大字宮浦666番地

電話番号 0942-92-7935

年 月 日

様

SAGA2024 基山町実行委員会 会長

拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
 なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3か月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知していません。
 この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、下記までご連絡ください。

SAGA2024 基山町実行委員会
 所在地：〒841-0204
 基山町大字宮浦666番地
 電話番号 0942-92-7935

拾得物届出書

警察署長 様

住 所	基山町
事務所名 代表者名	SAGA2024 基山町実行委員会 会長
担当者氏名（自筆）	事務局
電話番号	0942-92-7935

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、SAGA2024 基山町実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名（種別） _____ 受理会場 _____

拾得受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備 考
	現金（内訳）	物 品				
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏 名 ■住 所 〒 - ■電 話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	
	円 (内訳) 円× 円× 円× 円×		■氏 名 ■住 所 〒 - ■電 話 ()	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	

SAGA2024基山町保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町総務企画基本計画」に基づき、本町で開催するSAGA2024（以下「大会」という。）において、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約の相手方

実行委員会は、直接又は社会福祉法人基山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と当該保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

(1) 事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 その他

(1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

事 故 報 告 書

年 月 日

SAGA 2024 基山町実行委員会 会長 殿

報告者 所属：

氏名：

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有・無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・各役員・競技補助員・競技会補助員 一般観覧者・デモスポ参加者・医師・看護師 その他 ()
	住所	
	氏名等	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	※ 18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

SAGA2024基山町ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町民運動基本計画」に基づき、本町で開催されるSAGA2024及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、町民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本町で開催する競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配付
案内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配布	弁当の配付、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和4年度から随時募集。

5 募集人数

上限なし。

6 応募要件

基山町に在住、在学又は勤務している中学生以上の個人若しくはグループ又は基山町に拠点をもつる団体。ただし、応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を必要とする。

7 応募方法

募集については、実行委員会ホームページ、広報きやま、基山町ホームページ等を活用する。また、募集内容や登録用紙を公共施設等で配布するほか、実行委員会構成関係機関・団体の協力の下、広く周知を行う。

8 申込方法

登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局まで持参、郵送又はFAXにより行う。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、持参又は郵送に限る。

9 登録・抹消

(1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人または団体から申し出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断したとき

10 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

11 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

12 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

13 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

14 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

15 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

16 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、基山町個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

17 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

S A G A 2 0 2 4 基山町歓迎装飾・接伴実施要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町観光・接伴基本計画」に基づき、S A G A 2 0 2 4 において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕等を設置する。設置にあたっては、景観等にも配慮し、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

(2) 接伴(おもてなし)

ア 関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。

イ 今後の本町への誘客を図るため、競技会場において本町の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を行うほか、観光ガイドブックの配布等を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及び接伴の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及び接伴については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

S A G A 2 0 2 4 基山町案内所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町観光・接伴基本計画」に基づき、S A G A 2 0 2 4 において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、基山駅等に設置する。

(2) 受付案内所

競技団体等との協議の上、競技会場に設置する。

4 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 受付案内所

各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

(1) 総合案内所

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

(2) 受付案内所

開会式又は競技開始 1 時間前から閉会式又は競技終了後 3 0 分までとする。

(3) S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、上記（1）及び（2）について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

ア 配布物の管理に関すること。

イ 交通案内に関すること。

ウ 競技案内に関すること。

- エ 観光案内に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関すること。
- エ 遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ 迷子等の対応に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所については、この要項に準じて実施する。

SAGA2024基山町休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町観光・接伴基本計画」に基づき、SAGA2024において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等との協議の上、各競技会場に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 業務内容

- (1) 休憩所の設置及び運営に関すること。
- (2) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること。
- (3) 飲料水等の検収及び管理に関すること。
- (4) その他休憩所の運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別ハーサル大会における休憩所については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する

S A G A 2 0 2 4 基山町売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町観光・接伴基本計画」に基づき、S A G A 2 0 2 4 において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の利便性向上を図るとともに、本町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

原則として競技開始2時間前から競技終了後1時間までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとするが、実行委員会が運営上必要と認める場合は、実行委員会が準備するものとする。

なお、実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

(1) テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店

概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

簡易な調理、加工をされたもので、営業許可施設等において仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱調理する食品や飲料、市販の飲料、かき氷等に限る。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、町内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第70回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件をいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。当該検査項目は、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請書の提出時点において、町税（基山町が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

10 経費の負担

（1）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

（2）出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料を負担する。

（3）（2）の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に認めるもの

（4）出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は、出店者が負担する。

（5）既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、7に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

（1）売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

（2）障害者就労施設等

（3）（1）及び（2）に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付す

る。

13 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに保健所の受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1) から(2)に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。また、飲食物を取扱う売店にあっては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する場合にあっ

ては、ブース内に必ず消火器を設置すること。

- (5) 販売品等の搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (13) 従業員の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

SAGA2024基山町実行委員会
会長 殿

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

売店出店申請書

SAGA2024において、基山町実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、SAGA2024基山町売店設置運営要項第7の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店希望形態 _____ テント(1張) ・ その他(_____)

3 添付書類

(1) 様式第2号～様式第4号

(2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類

(運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの)

(3) 営業に関する保健所の営業許可証又は届出済証の写し

(4) 基山町税の滞納のない証明書 ※写し可

(申請日以前1ヶ月以内の日付のもの)

4 その他

当該出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出すること。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(4)は各1通のみで構わない。

(様式第2号)

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物 ・宅配便・その他 ()			
国体等出店実績	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては、駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（基山町実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

SAGA2024基山町実行委員会
会長 殿

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

SAGA2024において、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、SAGA2024基山町実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、SAGA2024基山町売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

F A X： _____

E-mail： _____

(様式第6号)

S 基 実 第 号
年 月 日

商号または名称

代表者役職名及び氏名

様

SAGA2024基山町実行委員会
会長 印

売 店 出 店 許 可 証

年 月 日付で申請があったSAGA2024における本実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、SAGA2024基山町売店設置運営要項を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先)

SAGA2024基山町実行委員会
会長 殿

住所 _____

商号または名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____ 印

売店出店料免除申請書

SAGA2024基山町実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、SAGA2024基山町売店設置運営要項第10(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 _____ (競技名 : _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他実行委員会において特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

F A X : _____

E-mail : _____

総務企画専門委員会のスケジュール

年度	内容	備考
令和3年度 (3年前)	第1回専門委員会（令和4年3月8日開催） (1) SAGA2024 基山町実行委員会総務企画専門委員会委員一覧について (2) SAGA2024 概要について (3) 総務企画専門委員会スケジュールについて (4) SAGA2024 基山町啓発グッズ作成について	
令和4年度 (2年前)	第2回専門委員会（令和4年7月1日開催） (1) 開催推進計画（案） (2) 総務企画基本計画（案） (3) 広報基本計画（案） (4) 町民運動基本計画（案） (5) 観光・接伴基本計画（案） (6) 企業協賛取扱要項（案） (7) 識別用品整備要項（案） (8) 遺失物・拾得物取扱要項（案） (9) 保険加入要項（案） (10) ボランティア募集要項（案） (11) 歓迎装飾・接伴実施要項（案） (12) 案内所設置運営要項（案） (13) 休憩所等設置運営要項（案） (14) 売店設置運営要項（案）	
令和5年度 (1年前)	第3回専門委員会（令和5年度後半開催予定） (1) 行幸啓等実施要項（案） (2) 炬火イベント実施要項（案）	リハーサル 大会開催

※開催時期や内容は予定であり、準備の進捗により変更することがあります。

SAGA 2024 の概要について

1 沿革・歴史

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えようと、全国規模の体育大会が提案され、昭和 21 年に戦災を逃れた京都を中心とした京阪神地区において国民体育大会の第 1 回が開催された。

令和 6 年に開催予定の佐賀県大会は、第 78 回を迎え、佐賀県での開催は昭和 51 年（第 31 回）以来、2 回目の開催である。

《国民体育大会開催順》

昭和 21 京都等	昭和 22 石川	昭和 23 福岡	昭和 24 東京	昭和 25 愛知	昭和 26 広島	昭和 27 福島等	昭和 28 徳島等
昭和 29 北海道	昭和 30 神奈川	昭和 31 兵庫	昭和 32 静岡	昭和 33 富山	昭和 34 東京	昭和 35 熊本	昭和 36 秋田
昭和 37 岡山	昭和 38 山口	昭和 39 新潟	昭和 40 岐阜	昭和 41 大分	昭和 42 埼玉	昭和 43 福井	昭和 44 長崎
昭和 45 岩手	昭和 46 和歌山	昭和 47 鹿児島	昭和 48 沖縄/千葉	昭和 49 茨城	昭和 50 三重	昭和 51 佐賀	昭和 52 青森
昭和 53 長野	昭和 54 宮崎	昭和 55 栃木	昭和 56 滋賀	昭和 57 島根	昭和 58 群馬	昭和 59 奈良	昭和 60 鳥取
昭和 61 山梨	昭和 62 沖縄	昭和 63 京都	平成元 北海道	平成 2 福岡	平成 3 石川	平成 4 山形	平成 5 徳島等
平成 6 愛知	平成 7 福島	平成 8 広島	平成 9 大阪	平成 10 神奈川	平成 11 熊本	平成 12 富山	平成 13 宮城
平成 14 高知	平成 15 静岡	平成 16 埼玉	平成 17 岡山	平成 18 兵庫	平成 19 秋田	平成 20 大分	平成 21 新潟
平成 22 千葉	平成 23 山口	平成 24 岐阜	平成 25 東京	平成 26 長崎	平成 27 和歌山	平成 28 岩手	平成 29 愛媛
平成 30 福井	令和元 茨城	令和 2 一	令和 3 三重	令和 4 栃木	令和 5 鹿児島	令和 6 佐賀	令和 7 滋賀
令和 8 青森	令和 9 宮崎	令和 10 長野	令和 11 群馬	令和 12 島根	令和 13 奈良	令和 14 山梨	令和 15 鳥取

2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日スポ協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日スポ協加盟競技団体及び会場地市町を含めたものとする。

4 名称等の変更

平成30年6月13日に「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会で成立し、令和6年の佐賀大会は、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変わる最初の本大会(*)となる。

また、「スポーツ基本法」の改正に伴い、大会の略称も「国体（こくたい）」から「国スポ（こくすぽ）」に変更になる。

*：本大会は秋季に行われる国民スポーツ大会のこと

【変更内容】

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES
略称	国体（こくたい）	国スポ（こくすぽ）

- 法律成立日：平成30年6月13日
- 施行日：令和5年1月1日
- 変更理由：

世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会改革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める等の改正を行う。

5 開催時期、期間

- 本大会開催時期：令和6年10月5日～10月15日
※卓球競技：令和6年10月5日～令和6年10月9日
- 本大会開催期間：11日間

6 愛称・メッセージ

○ 愛称・メッセージは

「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」と変わる初めての本大会となる佐賀大会の愛称・メッセージを決定されています。

愛称	SAGA2024 (サガ ニーマル ニーヨン)
メインメッセージ	新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。

7 実施予定競技

<正式競技> 37 競技 (毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技)

○ 毎年実施競技 (36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

○ 隔年実施競技 (1 競技)

ボクシング、クレ射撃のうち佐賀大会ではクレ射撃を実施。

<特別競技> 1 競技

高等学校野球 (硬式及び軟式)

<公開競技> 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック **※基山町では、パワーリフティングを実施。**

<デモンストレーションスポーツ>

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの
で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技。

(例) 合気道、スポーツウェルネス吹矢、ソフトバレーボール、パークゴルフ、室内ペタルク等 **※基山町では、草スキーを実施。**

8 文化プログラム

スポーツ芸術及び開催県の郷土文化の普及啓発を目的に実施する。

(例) 舞台(音楽、舞踏、演劇等)、展示(美術、映像等)

9 選手・監督数

第74回茨城国体実績 延べ 88,640 人
内卓球競技：1,935 人

10 大会関係者数

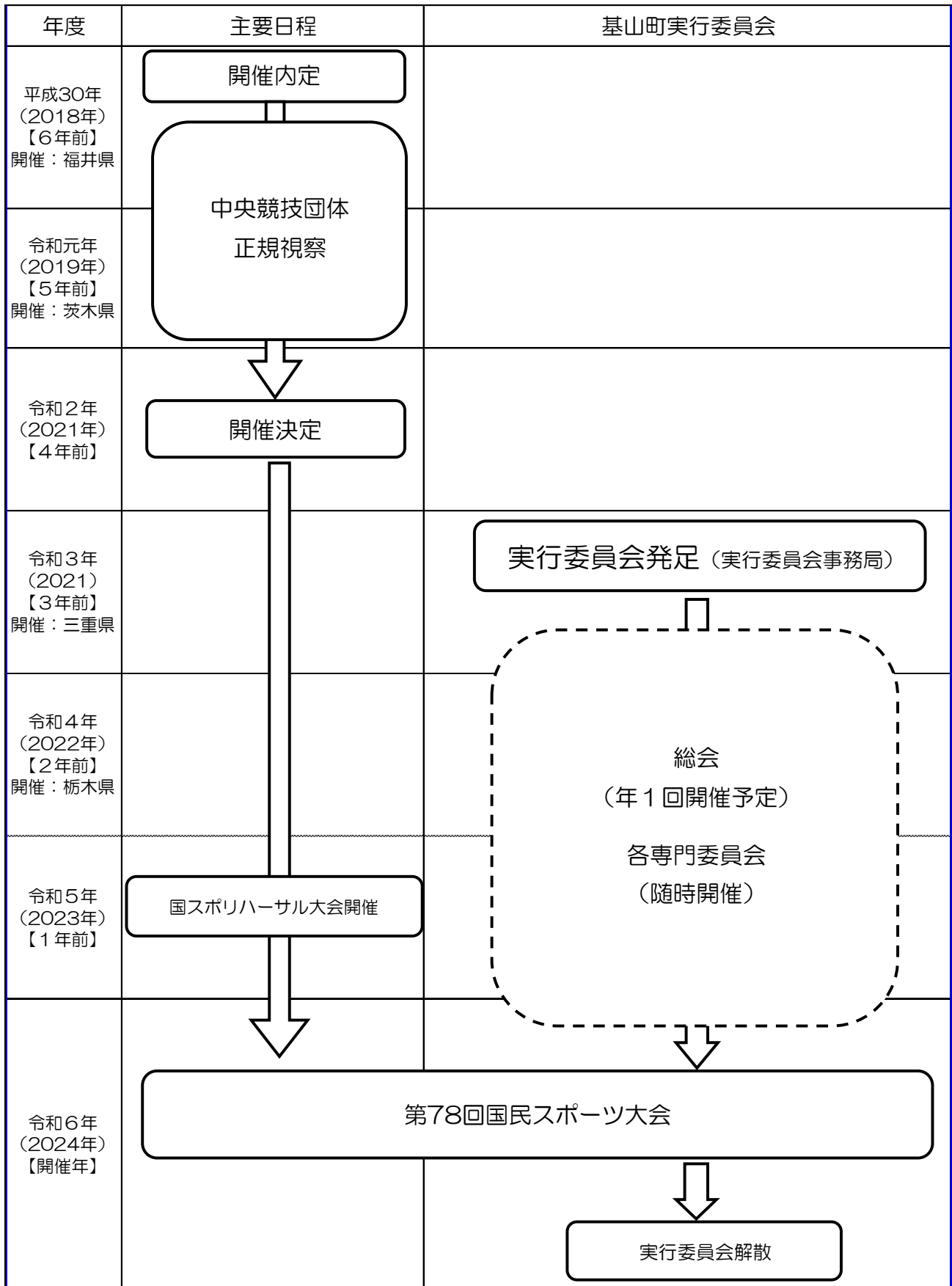
第74回茨城国体実績 延べ 107,966 人
内卓球競技：3,245 人

11 観覧者数

第74回茨城国体実績 延べ 535,122 人
内卓球競技：12,834 人

12 SAGA2024基山町開催競技について 正式競技

競 技	種 別	会 場 予 定 施 設
卓球	少年男子	基山町総合体育館
	少年女子	
	成年男子	
	成年女子	



S A G A 2 0 2 4 基山町開催基本方針

1 基本方針

町民が、スポーツの力で、人生を楽しくより豊かなものとし、だれもが健康でスポーツを楽しめる町を目指すために、第 78 回国民スポーツ大会に向けた取り組みを計画的かつ効率的に展開します。また、本町の恵まれた自然や文化などの地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、町民参加と協働により、本町の多彩な魅力を全国に発信するとともに、「アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度 No. 1 のまち基山～」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 基山の魅力を全国に発信する大会

S A G A 2 0 2 4 開催を本町の魅力を発信する絶好の機会ととらえ、個性あふれる歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信します。

(2) 基山の特色を活かし、創意工夫を凝らした大会

開催準備や大会運営は、様々な視点から基山町独自の創意工夫を凝らし、町民参加と連携が深められるよう努めます。併せて、大会の拠点となる体育施設及び町民会館の充実や機能強化を図り、S A G A 2 0 2 4 開催後の地域活性化につながる取り組みを実施します。

(3) 心のこもったおもてなしで創る大会

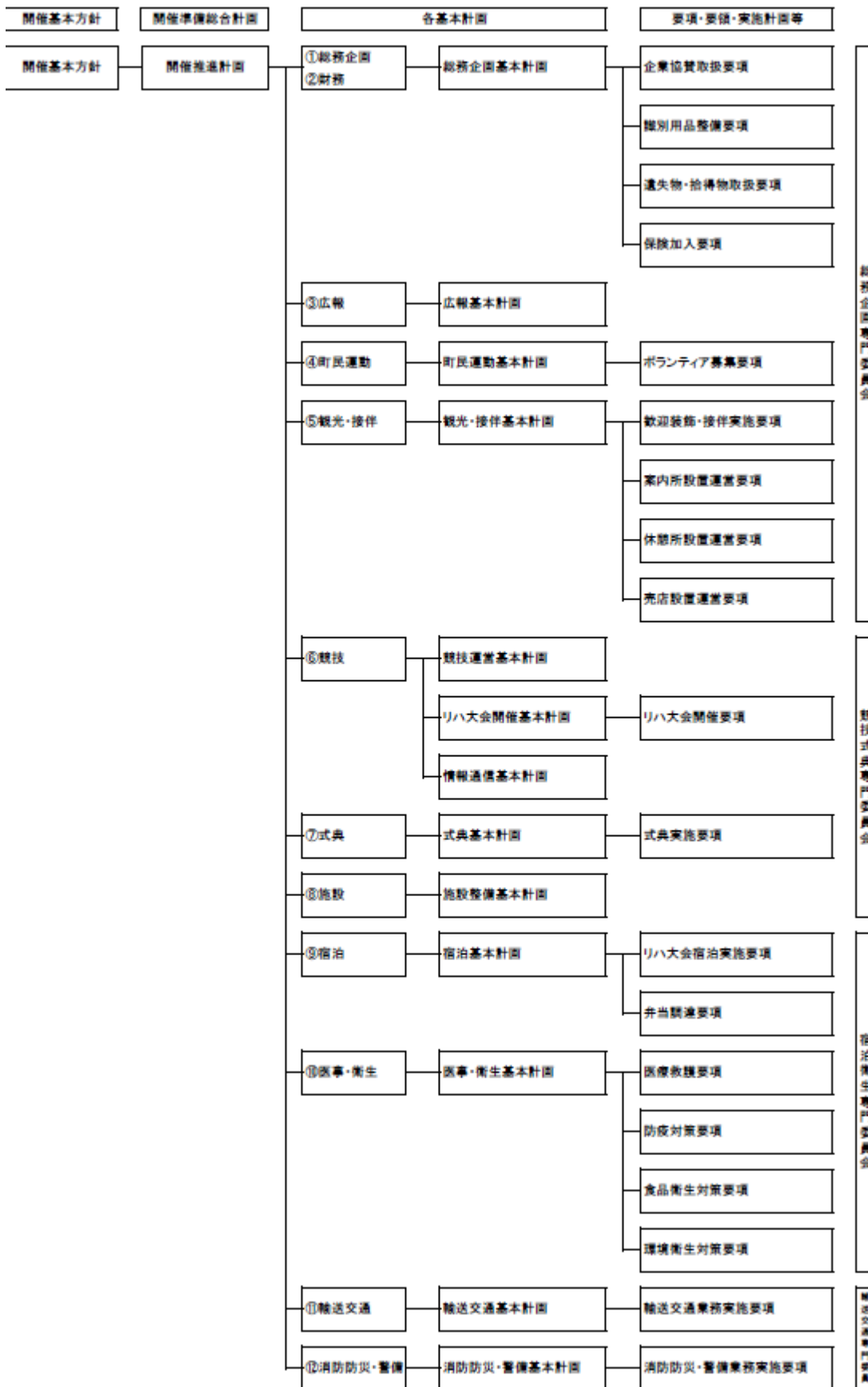
来訪者を温かくお迎えし、交流の輪を広げるとともに、記念イベントや観光、歴史、文化的事業の推進を図りながら地域の絆を深め、心のこもったおもてなしに努めます。

(4) 生涯スポーツの推進とスポーツの力を発揮できる大会

選手各々が実力を十分に発揮できる大会運営に努めます。また、S A G A 2 0 2 4 開催により、町民のスポーツに対する意欲や関心を高め、スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会充実が図られる大会に努めます。

策定予定各種計画の体系図

資料3



SAGA2024基山町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、SAGA2024において、基山町で開催される競技会（以下「競技会」という。）に関し、必要な準備及び運営を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 基山町を代表する者
- (3) 基山町議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、基山町長をもって充てる。

2 副会長は佐賀県議会議員、基山町議会議長、基山町体育協会会長、基山町商工会会長、基山町副町長、基山町教育委員会教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、佐賀県農業協同組合基山支所長及び基山町会計管理者をもって充て、本会の会計を監査する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、委嘱及び任命されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会の、専門委員長は、専門委員の中から選任し、総会から委任された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は会長が別に定める。

4 専門委員の任期等については、第7条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、基山町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年12月21日から施行する。

SAGA 2024 基山町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA 2024 基山町実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第3項の規定に基づき、SAGA 2024 基山町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分及び所掌事務)

第2条 専門委員会の区分及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、SAGA 2024 基山町実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した委員をもって構成する。

(役員)

第4条 各専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長又は委員長が指名したものがこれに当たる。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。

ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

3 専門委員会の会議の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年12月21日から施行する。

2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表（第2条関係）

区 分	所 掌 事 務
<p>総務企画 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画に関すること 2 広報及び町民運動に関すること 3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること
<p>競技式典 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技及び式典計画に関すること 2 競技会の運営に関すること 3 競技施設及び関連施設の整備に関すること 4 開始式及び表彰式に関すること 5 通信に関すること 6 大会旗及び炬火イベントに関すること 7 その他競技式典に関すること
<p>宿泊衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 防疫対策及び医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること
<p>輸送交通 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画に関すること 2 交通及び駐車場に関すること 3 警備及び消防防災対策に関すること 4 その他輸送交通に関すること

SAGA2024基山町実行委員会専門委員会への委任事項

SAGA2024基山町実行委員会会則第10条第2項に基づく総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総務企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び町民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。